特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	子どもの医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、子どもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県 五泉市長

公表日

令和6年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務				
①事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務				
②事務の概要	五泉市子ども医療費助成に関する規則(平成18年規則第67号)及び五泉市子ども医療費助成に関する規程(平成19年10月17日告示第6号)に基づき、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部をその保護者に助成する事務を行う。上記規則及び規程並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①医療費助成受給対象者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②医療費助成受給者証に関する事務 ③医療費助成支給に関する事務				
③システムの名称	1. 医療費助成システム 2. 健康管理システム 3. 団体内統合宛名 4. 中間サーバ 5. 申請管理 6. 住登外者宛名番号管理				
2. 特定個人情報ファイル	L名				
子ども医療費受給者台帳ファ	マイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第2項				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第9号 2. 五泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 3. 同条例施行規則第2条				
5. 評価実施機関におけ	る担当部署 				
①部署	こども家庭課				
②所属長の役職名	こども家庭課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求				
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	五泉市こども家庭課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911				
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和6年10月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500)人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年10月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり 2)発:	生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] 施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び まな全項目評価書及び	全項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(¶	情報提供ネットワークシス	ステムを通じたス	、手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> [十分である] 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、人的安全管理措置を講ずるための管理者及び担当者の役割を明確化し、・個人番号利用事務に関する届出・申請書等の管理区域内における適正な取扱い・システムを利用してデータ入力・保存等を行う際のアクセス制御、アクセス者の識別・認証・所定の保存期間を経過し、不要となった書類・データ等を速やかに廃棄・削除するなど、よいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。					
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、特定個人情報等の適正な取扱いのために次のような技術的安全管理措置及び物理的安全管理措置を含む必要な措置を講じているとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・遺失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明